

目黒区消費生活センター利用団体登録要綱

平成 11 年 4 月 1 日付け目消セ第 97 号決定

平成 18 年 4 月 1 日付け目消セ第 6 号決定

平成 19 年 1 月 5 日付け目消セ第 119 号決定

平成 24 年 11 月 22 日付け目区産第 2949 号決定

平成 27 年 4 月 1 日付け目区産第 352 号決定

平成 28 年 2 月 29 日付け目区産第 4890 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、目黒区消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の円滑な運営を図るため、消費者活動団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第 2 条 消費生活センターに消費者活動団体として登録しようとする団体は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 主たる活動が消費者問題についての活動であること。
- (2) 構成員が 5 名以上で、かつ、その半数以上が区内在住者、区内在勤者又は区内在学者であること。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体でないこと。
- (4) 活動が会費等の自主的財源により運営されている団体であること。

(登録手続)

第 3 条 消費生活センターに消費者活動団体として登録しようとする団体は、目黒区集会施設予約システム利用者登録申請書兼目黒区消費生活センター利用団体登録申請書（別記第 1 号様式）に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、登録要件に適合しているか否かを審査し、登録要件に適合すると認めるときは当該団体に、目黒区集会施設予約システムの利用者登録に関する規則別記第 2 号様式の登録証の団体区分に「消費」と表示し交付する。登録要件に適合しないと認めるときは目黒区消費生活センター利用団体登録不承認通知書（別記第 2 号様式）により当該団体にその旨を通知する。

3 登録証の有効期間（以下「登録期間」という。）は、目黒区集会施設予約システムの利用者登録に関する規則第 6 条に定める期間までとする。

4 登録証は原則として 1 団体につき 1 枚とする。ただし、必要かつやむを得ない場合には、目黒区消費生活センター利用団体登録証複数交付申請書（別記第 3 号様式）を提出し、複数枚の交付を受けることができる。

(登録団体への支援)

第 4 条 登録証の交付を受けている団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号の支援を受けることができる。

- (1) 消費生活センター研修室を利用するときに、目黒区消費生活センター条例第 10 条第 2 項の規定による登録団体使用料の適用を受けること。
- (2) 消費生活センター研修室を利用するときに、目黒区消費生活センター条例施行規則第 3 条の 3 の規定による抽選申込み及び関係団体空き申込みで予約すること。
- (3) 東京都、目黒区等で発行された消費生活情報誌の提供を定期的に受けること。

(更新、変更等の手続)

第5条 登録団体は、登録期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、新たに登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、登録期間満了の2か月前から行うことができる。

3 登録団体は、第3条第1項の登録申請書の記載事項に変更があったときは、目黒区消費生活センター利用団体登録変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 登録団体は、解散等により登録を取り消そうとするときは、目黒区消費生活センター利用団体登録廃止申出書（別記第3号様式）に登録証を添えて提出しなければならない。

（登録の廃止）

第6条 区長は、登録団体が登録要件に適合しなくなったとき、又は登録証の不正な使用が判明したときは、登録の廃止をすることができる。

2 区長は、前項の規定による登録の廃止をしたときは、目黒区消費生活センター利用団体登録廃止通知書（別記第4号様式）により当該登録団体にその旨を通知する。

（登録証の紛失）

第7条 登録団体が登録証を紛失したときは、速やかに目黒区消費生活センター利用団体登録証紛失届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（登録証の再交付）

第8条 登録証を紛失した登録団体は、引き続き登録を希望するときは目黒区消費生活センター利用団体登録証再交付申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。また、登録証を汚損し、又は破損した場合も同様とする。この場合には、申請書に汚損し、又は破損した登録証を添付しなければならない。

（登録証の提示）

第9条 登録団体が第4条に規定する支援を受けるときは、求めに応じて登録証を提示しなければならない。

（情報の提供）

第10条 区長は、登録団体について一般区民や他の行政機関等から情報の提供を求められたときは、申請時において同意が得られている項目に限って、情報を提供することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 目黒区消費者センター利用団体登録要綱（平成10年1月30日付目消セ第97号）は、廃止する。

付則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱第3条第3項中「その後は2年ごとに」とあるのは、平成18年度に限り延長し、「平成19年2月28日まで」と読み替えて同条を適用する。

付則

1 この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。